

【手続名】

健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届

【手続概要】

事業所の廃止、休止等により適用事業所に該当しなくなった場合は届出をしなければなりません。

また、任意適用事業所が、被保険者の4分の3以上の同意により任意適用事業所の取消しの申請をする場合は、あわせて「任意適用取消申請書」の提出が必要です。

【手続根拠】

健康保険法第33条

健康保険法施行規則第20条、第22条

厚生年金保険法第8条

厚生年金保険法施行規則第13条の2、第14条

【添付書類】

次のいずれかの添付が必要となります。

- ・ 解散登記の記載がある法人（商業）登記簿謄本
- ・ 雇用保険適用事業所廃止届のコピー
- ・ 給与支払事務所等の廃止届のコピー

（任意適用取消申請を行う場合）

- ・ 任意適用取消申請書
- ・ 任意適用取消同意書

（被保険者の4分の3以上の同意を得たことを証する書類）

【提出者】

事業主

【提出先】

事業所の所在地を管轄する社会保険事務所

【提出方法】

窓口持参、郵送、電子申請

【提出期限】

当該事実の発生から5日以内